

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 外1名

上申書

2016年（平成28年）10月18日

東京地方裁判所 民事第2部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 河合 弘之

ほか

原告が、現時点で考える本件訴訟の争点は、別紙争点項目表の通りである。

争点項目一覧表

項目	関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
	法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
第1 行訴 無効確認の訴えについて								
1 原告適格の有無	-	-	-	-	-	-		準(2)、準(6)、準(11)、準(13)
(1) 原告適格の判断に係る根拠法令	-	-	-	-	-	-		
(2) 根拠法令の解釈(保護している権利利益の内容)	-	-	-	-	-	-		
2 本件設置許可処分が重大な瑕疵があるか否か(原則として後記第3の3と同様)	-	-	-	-	-	-		
(1) 耐震設計	-	-	-	-	-	-		
(2) 耐津波設計	-	-	-	-	-	-		
(3) 火山	-	-	-	-	-	-		
(4) フルMOXの危険性	-	-	-	-	-	-		
(5) 使用済み燃料プール	-	-	-	-	-	-		
(6) 電源	-	-	-	-	-	-		
(7) テロ対策	-	-	-	-	-	-		
(8) シビアアクシデント対策	-	-	-	-	-	-		
(9) 立地審査指針(安全評価指針)の合理性	-	-	-	-	-	-		
(10) 避難計画	-	-	-	-	-	-		
3 本件設置許可処分の重大な瑕疵が明白であることを要するか	-	-	-	-	-	-		
第2 行訴 差止めの訴えについて								
1 原告適格の有無	-	-	-	-	-	-		準(2)、準(6)、準(11)、準(13)
(1) 原告適格の判断に係る根拠法令	-	-	-	-	-	-		
(2) 根拠法令の解釈(保護している権利利益の内容)	-	-	-	-	-	-		
2 一定の処分がされる蓋然性があること	-	-	-	-	-	-		準(2)
3 重大な損害を生ずるおそれの有無(原則として後記第3の4と同様)	-	-	-	-	-	-		準(2)
(1) 耐震設計	-	-	-	-	-	-		
ア 大間原発北側近海海域の巨大活断層の見落とし・大間北方海域断層による地震動評価・被告電源開発想定地震動との比較	-	-	設置許可基準解釈別記1第4条5項二	-	-	○	検討用地震動の選定が不適切	訴状(第7章第1、第4・第5)
イ 大間原発西側近海海域の巨大活断層の見落とし	-	-	設置許可基準解釈別記1第4条5項二	-	-	○	検討用地震動の選定が不適切	訴状(第7章第2)
ウ 敷地の極く直近に存在する活断層の見落とし	-	-	設置許可基準解釈別記1第4条5項二	-	-	○	検討用地震動の選定が不適切	訴状(第7章第3)
エ 地震動の策定方法が不適切	-	-	設置許可基準解釈別記1第4条5項二	-	-	○	基準地震動の策定方法が不適切	訴状(第7章第6)
オ 基準地震動ガイドの内容が不合理	-	-	-	基準地震動ガイド	○	-	基準地震動ガイドでは、「適切に」選定、設定、考慮、評価することを求めているだけで、何が「適切」であるかについては定めておらず、審査基準としての実質を備えておらず、違法である。	準備書面(9)第5
カ 応答スペクトルに基づく手法・断層モデルを用いた手法	-	-	-	基準地震動ガイド3.2.3、3.3.3	○	○	基準地震動ガイドは、経験式が有するパラッキや地震動の評価過程に伴う不確かさを考慮することを求めている。これは、経験式において、観測データの最大値をとることを求めていると解すべきである。被告電源開発がしている不確かさの考慮では、全く不十分である。また、基準地震動ガイドが、観測データの最大値をとることを求めているのであれば、同ガイド自体が不合理であって違法である。	準備書面(9)第1～第3
キ 震源を特定して策定する地震動	-	-	-	基準地震動ガイド4	○	○	基準地震動ガイドは、Mw6.5未満の地震が原発直下で発生する恐れがあることを前提に、その最大地震でその原発を襲う可能性のある最大地震動を想定することを求めている。しかるに、被告の想定は、①2004年留萌支庁南部地震の解析による最大地震動を前提にしていること、②同地震がMw6.5だった場合を想定していないこと、③2008年岩手・宮城内陸地震を評価していない点において不合理である。また、基準地震動ガイドが、上記の最大地震動の想定を求めているのであれば、同ガイド自体が不合理であって、違法である。	準備書面(9)第4
(2) 耐津波設計	-	-	-	-	-	-		
(3) 火山	-	-	-	-	-	-		
(4) フルMOXの危険性	-	-	-	-	-	-		
(5) 使用済み燃料プール	-	-	-	-	-	-		
(6) 電源	-	-	-	-	-	-		
(7) テロ対策	-	-	-	-	-	-		
(8) シビアアクシデント対策	-	-	-	-	-	-		
(9) 立地審査指針(安全評価指針)の合理性	-	-	-	-	-	-		
(10) 避難計画	-	-	-	-	-	-		
4 補充性の有無(他に適当な方法があるか)	-	-	-	-	-	-		
5 司法審査のあり方	-	-	-	-	-	-		
(1) 原発事故による深刻な災害の具体的内容	-	-	-	-	-	-		
(2) 原発に求められる安全性の程度(絶対的安全性に準ずる極めて高度な安全性が求められる)	-	-	-	-	-	-		
(3) 専門技術的裁量の意義と裁量が認められる事項・範囲(極めて限定的に解すべき)	-	-	-	-	-	-		
(4) 立証の負担をどのように分配するか(被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき)	-	-	-	-	-	-		
6 裁量権の逸脱・濫用の有無(原則として後記第3の4と同様)	-	-	-	-	-	-		
7 地方公共団体の同意の要否	-	-	-	-	-	-		
第3 民訴 差止めの訴えについて								
1 原発に求められる安全性の程度と、立証の負担の分配	-	-	-	-	-	-		
(1) 原発事故による深刻な災害の具体的内容	-	-	-	-	-	-		
(2) 原発に求められる安全性の程度(絶対的安全性に準ずる極めて高度な安全性が求められる)	-	-	-	-	-	-		
(3) 立証の負担をどのように分配するか(被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき)	-	-	-	-	-	-		
2 被害利益の具体的内容	-	-	-	-	-	-		
(1) 原告の公用財産の所有権	-	-	-	-	-	-		
(2) 地方公共団体の存立維持権	-	-	-	-	-	-		
3 司法審査のあり方	-	-	-	-	-	-		
(1) 原発事故による深刻な災害の具体的内容	-	-	-	-	-	-		
(2) 原発に求められる安全性の程度(絶対的安全性に準ずる極めて高度な安全性が求められる)	-	-	-	-	-	-		
(3) 立証の負担をどのように分配するか(被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき)	-	-	-	-	-	-		
4 権利利益が侵害される具体的危険性	-	-	-	-	-	-		
(1) 耐震設計	-	-	-	-	-	-		準(5)、準(9)、準(15)第1
ア 過去10年間で、6回も基準地震動を超えた地震動が観測されていること	-	-	-	-	-	-		準(9)第1
イ 応答スペクトルに基づく手法は、既往地震の平均像でなされていること	-	-	-	-	-	-		準(9)第2
ウ 断層モデルを用いた方法は、平均的なパラメータでなされていること	-	-	-	-	-	-		準(9)第3
エ 震源を特定せず策定する地震動は、過小であること	-	-	-	-	-	○		準(9)第4
オ 新規基準における地震動想定手法が、従前のままであること	-	-	-	-	-	-		準(9)第5
(2) 耐津波設計	-	-	-	-	-	-		
ア 恵山の山体崩壊による津波想定が過小であること	-	-	-	-	-	○		
イ 日本海側の地震の連動による津波想定が過小であること	-	-	-	-	-	○		

(3)	火山	-	-	-	-	-	準(17)		
ア	確立された国際的な基準と比較した火山の抽出に関する火山ガイドの不合理性	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条	同規則の解釈6条Ⅱ	火山ガイド3.3	○	-	確立された国際的な基準であるIAEA・SSG-21と比較して、火山ガイドの定めは、将来の活動可能性を極めて安易に否定できるものとなっている点において不合理である。	準(17)第2
イ	火山の抽出に関する被告会社の評価及び被告国の適合性判断の不合理性	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条	同規則の解釈6条Ⅱ	火山ガイド3.3	-	○	被告電源開発が行った立地評価は、約4.5～3.3万年前に活動した銭亀カルデラについて、将来の活動可能性がないと評価している点で確立された国際的な基準ないし火山ガイドに反する。	準(17)第3
ウ	降下火砕物の影響評価の不合理性	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条	同規則の解釈6条Ⅱ	火山ガイド6.1	-	○	・本件原発敷地における火山灰の最大層厚を30cmとしたのは、過去の銭亀や恐山等噴火の際の層厚を無視するものであって、不合理である。 ・被告電源開発の行った降灰時の大気中火山灰濃度は、限定的なデータをそのまま用いたもので不合理である。 ・被告電源開発の行っている非常用ディーゼル発電機のフィルタ閉塞時間の想定は過小評価であり、現実にはフィルタ交換前に閉塞を起こし、電源喪失に至る危険が存在する。	準(17)第4
(4)	フルMOXの危険性	-	-	-	-	-	-	準(15)第3	
ア	MOX燃料は、その性質上、ウラン燃料とは質的に異なる特性を有するにもかかわらず、独自の安全審査基準が存在しないこと	-	-	-	-	○	-	MOX燃料はウラン燃料に比べて極めて毒性が強く、コントロールも難しく、事故時には広範囲に重大な被害を及ぼすにもかかわらず、独自の安全基準が設けられておらず、不合理である。	
イ	実験炉も実証炉も存在しないフルMOXについて、本件原発はいきなり商業炉として稼働されようとしていること	-	-	-	-	-	●	実験や実証を繰り返す中で問題点を明らかにし、これに対する改善を行う中で安全を向上させるのが一般的な科学的手法であるにもかかわらず、本件原発は、世界的にも実験炉も実証炉もほとんど存在しない中で、初のフルMOX商業炉として運転されようとしており、何ら安全性の担保がなく、違法である。	
(5)	使用済み燃料プール	-	-	-	-	-	-	準(10)	
ア	福島第一原発事故で明らかになった使用済み核燃料プールの危険性	-	-	-	-	-	-	準(10)第2	
イ	使用済み核燃料プールの安全性を喪失させる事故とその原因等	-	-	-	-	-	-	準(10)第3	
ウ	大間原子力発電所の使用済み核燃料プールの位置・構造に係る危険性	-	-	-	-	-	-	準(10)第3	
エ	MOXの使用済み燃料は崩壊熱が大きく、使用済み核燃料プールの危険性も高まること	-	-	-	-	-	-	準(10)第3	
(6)	電源	-	-	-	-	-	-		
ア	外部電源の安全性確保が不十分	-	-	-	-	○	-		
イ	全電源喪失時の代替電源が可搬型では、確実性に欠けること	-	-	-	-	○	-		
ウ	代替電源設備の容量が24時間では不足すること	-	-	-	-	○	-		
エ	必要と定めた所内常設直流電源設備(3系統目)の設置を5年間猶予したのは、安全性に欠けること	-	-	-	-	○	-		
(7)	テロ対策	-	-	-	-	-	-		
ア	大間原発は津軽海峡に面しており、公海から至近距離にあり、テロの現実的な危険性があること	-	-	-	-	-	-		
イ	テロ対策が、国際的な水準に達していないこと	-	-	-	-	-	-		
(8)	シビアアクシデント対策	-	-	-	-	-	-		
ア	シビアアクシデントの起回事象の想定内容に問題があること	-	-	-	-	-	-		
イ	シビアアクシデント対策の安全性評価の方法における放出放射能が過小であること	-	-	-	-	-	-		
ウ	大規模損壊に対しては、有効な対応策がないこと	-	-	-	-	-	-		
エ	重大事故等対処施設の耐震性能が不十分であること	-	-	-	-	-	-		
オ	共通要因故障は設計基準事故として考慮すべきこと	-	-	-	-	-	-		
(9)	立地審査指針(安全評価指針)の合理性	-	-	-	-	-	-		
ア	立地審査指針が守られていないこと	-	-	-	-	-	○		
イ	安全評価指針における立地評価の改訂がなされていないこと	-	-	-	-	○	-		
(10)	避難計画	-	-	-	-	-	-		
ア	IAEAが要求する緊急時対応基準(第5層)が、規制要件になっていないこと	-	-	-	-	○	-		
イ	有効な避難計画が立てられないこと	-	-	-	-	-	●		

○…基準合理性あるいは適合性のいずれの問題であるか、○のついた争点に関する問題であることを示す。

●…基準自体が存在しないため、「基準に適合するか」という問いがそもそも観念できないもの。ただし、個別の当該原発に関する問題であるため、便宜上「適合性」に印をつけた。